

# 輸入植物検疫の見直しにかかわる 植物防疫法施行規則等の改正内容について

農林水産省消費・安全局植物防疫課 <sup>さか</sup> <sup>た</sup> <sup>ひさ</sup> <sup>し</sup>  
坂 田 尚 史

## はじめに

1950年に制定された植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）は、その目的を「輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ること（法第1条）」としている。農林水産省では、本法に基づき、我が国に発生しておらず、一度その侵入を許すと我が国農林業に甚大な被害を及ぼすおそれのある病虫害を空港や港の水際で防ぐため、68箇所に882人（2011年4月1日現在）の植物防疫官を配置し、万全を期している。

一方で、経済のグローバル化や流通の発展に伴い、我が国に輸入される農林産物の種類が多様化するとともに、輸出国も増加している。例えば、かつてはごく限られた専門店でしか目にすることがなかったマンゴウなどの熱帯性果物が、最近ではスーパーマーケットの商品棚に日常的に陳列されるようになってきている。こうした食生活の多様化は、より豊かな生活の実現に寄与するものであり、消費者の立場からは喜ばしいことであるが、植物防疫の観点からは、国内に発生していない病虫害が侵入、まん延するリスクが高まっていると言える。また、地球温暖化に代表される気候変動などの影響により、従来予想しなかったルートによる病虫害の侵入、増殖スピードの加速化、越冬の可能性の増大といった危険が高まっていると指摘する専門家も少なくない。

国際情勢に目を転じてみると、1952年に締結され、我が国も発足以来の締約国である国際植物防疫条約では、その前文において、「締約国は、植物及び植物生産物に対する有害動植物の防除並びにその有害動植物の国際的なまん延の防止、特に危険にさらされている地域への有害動植物の侵入の防止における国際協力の必要性を認識し（以下略）」としている。国境を越えて侵入、まん延する病虫害を適切に防除するためには、一国だけの

取組では不可能であり、国際間での協調した取組が必要不可欠である。このため、国際植物防疫条約本条約第10条1及び2に基づき、締約国が遵守すべき植物検疫措置に関する国際基準（以下「国際基準」という。）が策定されており、現在までに34本の国際基準が締約国により採択されている。

農林水産省は、このようなりスクの増大、変化に的確に対応するため、関係する国際基準を踏まえつつ輸入検疫制度の見直しを行い、2011年3月7日付で、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「省令」という。）等の改正を行った。ここではその内容を概説したい。

## I 検疫の対象とする病虫害の規定方法などの変更

我が国の植物防疫法の体系では、検疫の対象とする病虫害を省令で定めることとしているが、今までは、検疫の対象としない病虫害169種を明示し、それ以外を検疫の対象とするいわゆる「ネガティブリスト」方式を採ってきた。これは、我が国が多種多様の農林産物を輸入しており、これらに関する病虫害すべてについて病虫害リスク分析（Pest Risk Analysis）を行い、検疫の対象とするかどうかを定めるには科学的知見が十分ではなかったことが主な理由であった。我が国未発生の病虫害の侵入を一度許してしまえば、我が国農林業に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。また、病虫害には薬剤抵抗性や繁殖力、病原性が遺伝的に異なる系統の存在等が報告されており、我が国農林業を海外の危険な病虫害から守るためには十分な検証が必要であった。このため、現実的な対応として、我が国農林業に新たな被害を及ぼすことがないことが確定した病虫害以外は検疫の対象とする「ネガティブリスト」方式が採られていた。しかし、「ネガティブリスト」方式では、概念的には、世界中に十数万種存在するといわれている病虫害のうち、このリストにないすべてを検疫の対象とすることとなり、我が国農林業に真に深刻な被害をもたらすおそれのある病虫害にターゲットを絞ったメリハリのある検疫措置を実施しにくい。また、我が国に既に広く存在し、我が国農林業に新たな被害を及ぼすことのない病虫害までも検疫の対象としていて非効率であるだけでなく、国際

Contents of revision to the Enforcement Ordinance of the Plant Protection Law and Concerned Public Notices prepared by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of JAPAN. By Hisashi SAKATA

（キーワード：植物防疫法，国際植物防疫条約，病虫害リスク分析，国際基準）

基準に不整合といった問題が生じていた。

このため、農林水産省では、我が国農林業に新たな被害をもたらすおそれの高い病害虫を優先して病害虫リスク分析を進め、検疫の対象とする病害虫を直接明示するいわゆる「ポジティブリスト」方式に移行することとし、必要な科学的知見を集積してきた。具体的には、

①従来重点的な植物検疫の対象としてきた病害虫（輸入禁止対象病害虫、栽培地検査要求対象病害虫、特定重要病害虫等）約 200 種

②これまでの輸入植物検査において発見実績のある病害虫のうち、

- ・国内未発生の病害虫約 400 種
- ・国内未発生の系統がある病害虫および国内未発生のウイルスを媒介する病害虫約 140 種

について国際基準に則した病害虫リスク分析を行い、我が国に侵入、まん延した場合に農林業に新たな被害を及ぼすおそれがあることが明らかな病害虫を特定した。この結果を踏まえ、今次改正により、検疫の対象とする病害虫をリストに明示することとした（表-1）。

一方、これと並行して、国内に広く分布しており、我が国農林業に新たな影響を及ぼさない病害虫の選定も行った。これまで、我が国に広く分布しており、我が国農林業に新たな被害を及ぼすことのない病害虫として 169

種が明示されていたが、今次改正では、新たに 25 種の病害虫を検疫の対象としない病害虫に追加した（表-2）。このほかにも少なくとも 280 種程度がこのリストに追加される可能性があると考えられている。これらについては今後順次病害虫リスク分析を行い、我が国農林業に新たな被害を及ぼすおそれがないことが確定した段階で検疫の対象としない病害虫のリストに追加していくこととしている。

前述のとおり、世界には十数万種もの病害虫が存在すると言われており、今次改正によりすべてについて病害虫リスク分析が終了したわけではない。農林水産省では今後も引き続き我が国農林業に及ぼす影響が大きいと推定される病害虫について優先的に病害虫リスク分析を行い、検疫の対象とする病害虫の追加を行っていくこととしている。病害虫リスク分析が終了するまでの間は、評価が確定していない病害虫は、暫定的に検疫対象として輸入検査で発見した場合にはくん蒸などの検疫措置を実施し、国内への侵入を防ぐこととしている（表-3）。

今後、このカテゴリーに含まれる病害虫の病害虫リスク分析が終了すれば、検疫の対象としない病害虫のリスト（表-2）および暫定的に検疫の対象とする病害虫のリスト（表-3）は不要となり、検疫の対象とする病害虫のリストに一本化することとなる。

表-1 検疫の対象とする病害虫の規定方法の変更

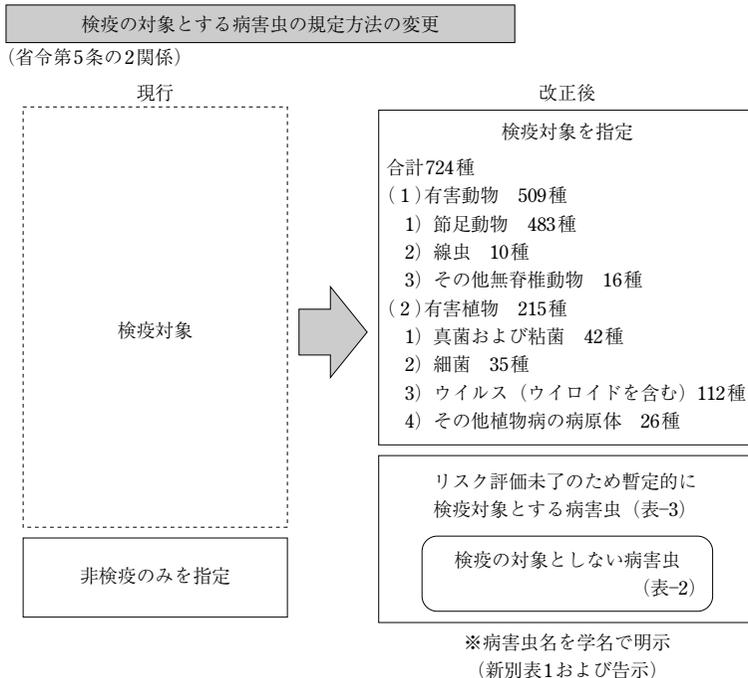


表-2 検疫の対象としない病害虫

194種類 (5属と189種)

(1)有害動物：節足動物 173種

(2)有害植物：真菌および粘菌 5属と14種, ウイルス 2種

【今次改正で新たに追加したもの】全25種

Aspidiotus excisus (クサギウスマルカイガラムシ)	栽培の用に供する植物に付着する場合は検疫有害動植物となるもの
Bryobia rubrioculus (ニセクローバービラハダニ)	Aphis craccivora (マメアブラムシ)
Coptotermes formosanus (イエシロアリ)	Aphis fabae (マメクロアブラムシ)
Ephestia elutella (チャマダラメイガ)	Aphis gossypii (ワタアブラムシ)
Gryllus bimaculatus (フタホシコオロギ)	Aulacorthum circumflexum
Lampides boeticus (ウラナミシジミ)	(シクラメンコブアブラムシ)
Loxoblemmus doenitzi (ミツカドコオロギ)	Aulacorthum solani
Milviscutulus mangiferae (マンゴウカタカイガラムシ)	(ジャガイモヒゲナガアブラムシ)
Parasaissetia nigra (クロカタカイガラムシ)	Frankliniella intonsa (ヒラズハナアザミウマ)
Peridroma saucia (ニセタマナヤガ)	Frankliniella occidentalis (ミカンキイロアザミウマ)
Phthorimaea operculella (ジャガイモガ)	Macrosiphum euphorbiae
Saissetia coffeae (ハンエンカタカイガラムシ)	(チューリップヒゲナガアブラムシ)
Teleogryllus emma (エンマコオロギ)	Myzus persicae (モモアカアブラムシ)
Teleogryllus occipitalis (タイワンエンマコオロギ)	Pseudococcus longispinus
Thrips simplex (グラジオラスアザミウマ)	(ナガオコナカイガラムシ)

表-3 リスク評価未了のため暫定的に検疫対象とする病害虫

## (1)有害動物

- 1) 節足動物 186科
- 2) 線虫 25科
- 3) その他無脊椎動物 27科

## (2)有害植物

- 1) 真菌および粘菌 313属
- 2) 細菌 49属
- 3) すべての植物ウイルスおよびウイロイド
- 4) 植物に寄生するすべての寄生植物

## II 輸入禁止および輸出国での栽培地検査の対象とする地域などの見直し

## 1 輸入禁止の対象とする地域などの見直し

検疫の対象とする病害虫のうち、①我が国に未発生あるいは発生が一部に限られ、侵入・まん延した場合、各種の作物に甚大な被害を与えるおそれがある、②輸入の際の検査において検出が極めて困難である、③適切な防除方法が確立していない、④輸入禁止の措置を執る以外にその侵入を防止する方法がない、という条件すべてに該当する病害虫17種については、現行法において、その病害虫が付着するおそれのある植物自体を発生地域から輸入することを禁止している(法第7条第1項第1号)。具体的には、省令において、対象病害虫、対象病害虫の発生地域、付着するおそれのある植物、の組合せを規定している(省令別表二)。例えば、ウリミバエ

(対象病害虫)が発生しているインド(発生地域)からうり科植物(付着するおそれのある植物)を輸入することを禁止している。今次改正においては、最新の科学的知見を基にこの組合せを再検証し、必要な改正を行った(表-4)。

## 2 栽培地検査の対象とする地域などの見直し

左記1と同様に我が国への侵入を特に警戒する病害虫のうち、種苗などの栽植用植物に付着して我が国に侵入することが想定されるものについては、輸入検査で発見することは困難であるものの輸出国において親世代などを栽培中に検査し、対象病害虫の付着がないことを確認する栽培地検査で対応できる場合がある。これらについては、省令で対象病害虫、対象病害虫の発生地域、付着するおそれのある植物、の組合せを規定している(省令別表一)。今次改正においては、最新の科学的知見を基にこの組合せを再検証するとともに、対象病害虫を新たに4種追加した(表-5)。

## III 輸入禁止の対象から除外するための枠組みの追加

現行法において、前述IIの1のとおり、侵入を許した場合に我が国農林業に甚大な被害をもたらす可能性が高く、輸入時の検査では発見することが困難で、適切な防除方法が確立していない病害虫については、その病害虫が付着するおそれのある植物自体の輸入を禁止している。一方、輸入禁止植物であっても特定の国の、特定の品目について、輸出国段階で所定の検査・防除、病害虫の再汚染防止措置、日本の植物防疫官による輸出国での

表-4 輸入禁止の対象とする対象病虫害、地域、植物の組合せの見直し

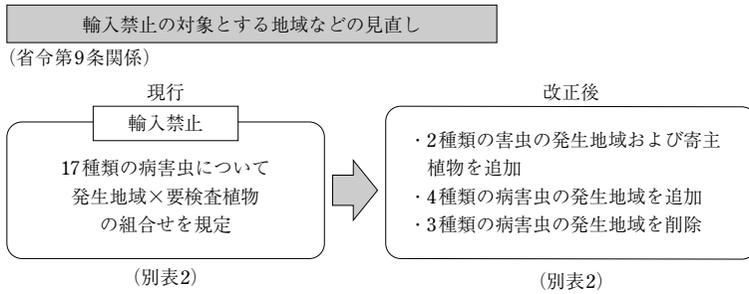


表-5 栽培地検査の対象とする対象病虫害、地域、植物の組合せの見直し

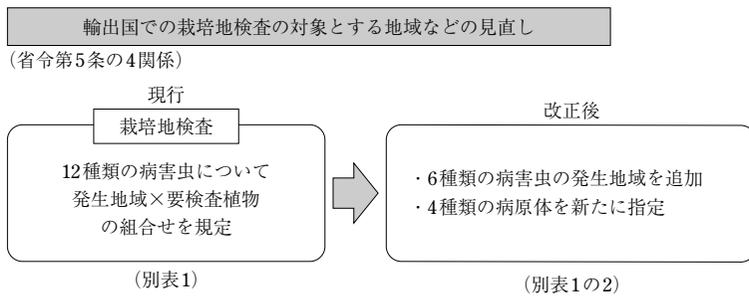
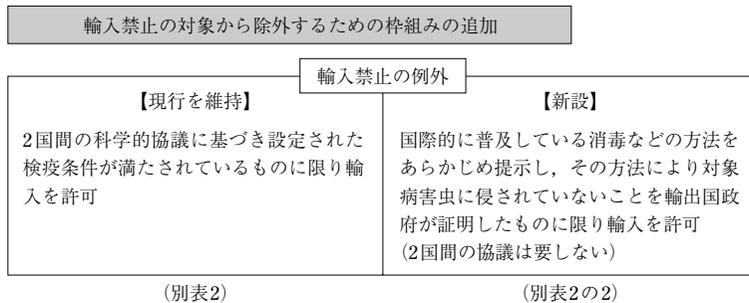


表-6 輸入禁止の対象から除外するための枠組みの追加



措置の立会確認等、植物検疫上の安全性を担保することを条件に例外的な輸入を認めている。例えば、2010年8月に輸入が解禁されたトルコ産グレープフルーツの事例では、トルコでは我が国が侵入を警戒しているチチュウカイミバエが発生しているため、従来その寄主であるグレープフルーツの輸入を禁止してきたが、トルコ政府から、チチュウカイミバエを低温処理により殺虫する検疫措置の提案があり、科学的な協議を経て検査条件が設定された。現在は、この条件に従って輸出されるトルコ産グレープフルーツについては特例的に我が国への輸入を認めている。

近年、植物防疫分野における国際協調の潮流が本格化する中で、広く国際的に認知された検疫措置が開発されており、前述のような二国間協議を通じた検疫措置の設定によらずとも、輸入禁止植物の条件付解禁を認めることができるようになってきている。このため、今次改正においては、国際的に普及し、一般的に用いられている防除方法や精密検査方法等が実施され、輸出国政府により当該荷口が特定の病虫害に侵されていないことを証明する輸出検査証明書が添付される場合、二国間協議などによらず、特例的に輸入を許可する新たな枠組みを追加することとした。(表-6)

具体的には、サドン・オーク・デス病の病原体である *Phytophthora kernoviae* と類似の病気の原因となる *Phytophthora ramorum* に関し、その発生国から宿主となる植物由来の植込資材や土壌の被覆の用に供するものについては、輸出国において熱処理 (71℃以上で75分間以上) による殺菌を行い、当該措置が確実に行われたことを証明する植物検疫証明書が添付されていることを条件に我が国への輸入を認めることとした。また、*Potato spindle tuber viroid* に関しては、その発生国からペチュニアなど宿主植物の苗木など栽植用植物 (種子および果実を除く) を輸入する場合、輸出国で遺伝子診断による精密検査を行い、当該ウイルスが感染していないことを証明する植物検疫証明書が添付されていることを条件に我が国への輸入を認めることとした。

## おわりに

今次改正は、植物防疫所、都道府県病害虫防除所、農林業関係の独立行政法人、大学等の関係機関が蓄積してきた科学的知見を出来る限り反映したものである。しかし、今後とも植物検疫に関する科学的知見の蓄積や新たな検疫技術の開発が期待されており、これらを踏まえた継続的な見直しが必要である。農林水産省では、今次改正を土台として、より一層の確で効率的な植物検疫体制を構築していく考えである。なお、誌面の関係上、今次改正にかかわる具体的な病害虫リストなどは割愛させていただいた。検討経過も含め関係資料はホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/index.html>) で公表しているのご参照いただければ幸甚である。

(新しく登録された農業17ページからの続き)

花き類・観葉植物 (ばら, きく, はばたんを除く): アブラムシ類, うどんこ病: -  
 ばら: アブラムシ類, うどんこ病, ハダニ類, 黒星病: -  
 きく: アブラムシ類, うどんこ病, 白さび病: -  
 つばき類: チャドクガ: -  
 はばたん: アブラムシ類, うどんこ病, アオムシ: -  
 トマト: アブラムシ類, 葉かび病: 収穫前日まで  
 きゅうり: アブラムシ類, うどんこ病: 収穫前日まで  
 なす: コナジラミ類, うどんこ病: 収穫前日まで  
 いちご: アブラムシ類: 収穫前日まで

### 「除草剤」

●グリホサートイソプロピルアミン塩液剤 ※名称変更  
 22939: クサクリア (宇都宮化成工業) 11/07/06  
 グリホサートイソプロピルアミン塩: 41.0%  
 果樹類 (パイナップルを除く): 一年生雑草, 多年生雑草  
 だいず: 一年生雑草, 一年生雑草  
 えだまめ: 一年生雑草  
 小麦: 多年生イネ科雑草, 一年生雑草, 多年生雑草  
 小麦 (圃場内の周縁部): 一年生雑草  
 麦類 (小麦を除く): 一年生雑草  
 かんしょ: 一年生雑草  
 だいこん: 一年生雑草  
 キャベツ: 一年生雑草  
 はくさい: 一年生雑草  
 ねぎ: 一年生雑草  
 茶: 一年生雑草  
 水田作物 (水稻を除く): 一年生雑草  
 移植水稻: 一年生雑草  
 直播水稻: 一年生雑草  
 水田作物 (水田刈跡): 一年生雑草, 多年生雑草  
 水田作物 (水田畦畔): 一年生雑草, 多年生雑草  
 水田作物, 畑作物 (休耕田): 一年生雑草  
 樹木類: 一年生雑草  
 樹木等 (公園, 庭園, 堤とう, 駐車場, 道路, 運動場, 宅地,

のり面, 鉄道等): 一年生雑草, 多年生雑草, スギナ  
 林木 (造林地 (地ごしらえ)): ススキ, ササ類, クズ等の多年生雑草, 落葉雑かん木  
 林木 (林地): クズ, 落葉雑かん木  
 樹木等 (公園, 庭園, 堤とう, 駐車場, 道路, 運動場, 宅地, のり面, 鉄道等): 落葉雑かん木, 雑かん木  
 林木 (林地, 放置竹林, 畑地): 竹類  
 畑作物 (林地, 放置竹林, 畑地): 竹類  
 ●プロモプチド・ベンスルフロンメチル・ベンチオカーブ・メフェナセット粒剤 ※新規参入  
 22940: パワーウルフ 1 キロ粒剤 51 (クミアイ化学工業) 11/07/19  
 プロモプチド: 9.0%, ベンスルフロンメチル: 0.51%, ベンチオカーブ: 15.0%, メフェナセット: 3.0%  
 移植水稻: 水田一年生雑草, マツバイ, ホタルイ, ウリカワ, ミズガヤツリ, ヘラオモダカ (九州), オモダカ (関東・東山・東海, 近畿・中国・四国, 九州), クログワイ (関東・東山・東海, 近畿・中国・四国, 九州), コウキヤガラ (九州), ヒルムシロ, セリ, アオミドロ・藻類による表層はく離  
 直播水稻: 水田一年生雑草, マツバイ, ホタルイ, ウリカワ, ミズガヤツリ, ヘラオモダカ, ヒルムシロ, セリ, アオミドロ・藻類による表層はく離  
 22941: パワーウルフ 1 キロ粒剤 75 (クミアイ化学工業) 11/07/19  
 プロモプチド: 9.0%, ベンスルフロンメチル: 0.75%, ベンチオカーブ: 15.0%, メフェナセット: 4.5%  
 移植水稻: 水田一年生雑草, マツバイ, ホタルイ, ウリカワ, ミズガヤツリ (東北), ヘラオモダカ, オモダカ (東北), クログワイ (東北), シズイ (東北), ヒルムシロ, セリ, アオミドロ・藻類による表層はく離  
 直播水稻: 水田一年生雑草, マツバイ, ホタルイ, ウリカワ, ミズガヤツリ, ヘラオモダカ, ヒルムシロ, セリ  
 ●ベンスルフロンメチル・ベンチオカーブ・メフェナセット粒剤 ※新規参入

(34ページに続く)